

令和 8 年度 豊橋市総量規制に係る新規指定等事業所 公募要領
(放課後等デイサービス)

1 公募の趣旨

豊橋市では、障害福祉サービス等の適正な量（需給バランス）の維持と質の高いサービスの提供を目的に、令和 5 年 10 月より生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援及び放課後等デイサービスの総量規制を実施しています。

この度の公募は、各障害福祉サービス等に係る実施計画や、令和 8 年 3 月時点のサービス供給量と利用実績から試算した需給バランス等を踏まえ、放課後等デイサービスについて必要とする量（定員数）を限定して行うものです。

なお、定員数を超える応募がある場合には、総量規制の目的に加え、事業所の地域偏在などの課題も勘案し、申請法人の運営実績や人員、設備、地域性などの視点から指定の候補事業者を選定するための審査（以下、「選定審査」と略。）を行います。

2 公募を行う事業所及び定員数

放課後等デイサービスを行う事業所 定員数 140 人程度

公募対象となる事業所の形態は次のとおりです。

- ・放課後等デイサービス事業所の新規指定
- ・放課後等デイサービスを含む多機能型事業所の新規指定（ただし、放課後等デイサービスを除く総量規制中のサービスの定員が増える応募は不可）
- ・既存事業所に放課後等デイサービスを追加し、多機能型事業所とする新規指定（ただし、既存事業所が児童発達支援事業所の場合は不可）
- ・既存の放課後等デイサービス事業所の定員増（ただし、児童発達支援との多機能型事業所の場合は不可）

3 応募資格

次のアからキまでのすべてを満たすこと。なお、オからキまでについては、豊橋市で障害福祉サービス等事業所を運営している者に限ります。

- ア 法人格を有すること
- イ 法人の役員及び管理者が、①暴力団員でない者、②暴力団員でなくなった日から 5 年以上経過している者、③暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にない者、であること
- ウ 選定審査を受ける事業所について、指定基準を満たせること
- エ 児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守し、事業所の指定に必要な手続きがある場合には、事業者の責任において確認・完了した上で、公募要領に記載されたスケジュールに従い、令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月

- 1日までの間に指定を受けること
- オ 令和8年7月1日時点において、申請法人が運営する事業所のうち、豊橋市で休止中の放課後等デイサービス事業所がないこと
- カ 令和8年7月1日時点において、申請法人が運営する事業所のうち、豊橋市で人員欠如している事業所がないこと
- キ 選定審査に応募した事業所が指定されることによって、申請法人が運営する他の事業所で人員欠如が発生しないこと

4 提出書類

下表に記載の書類を提出してください。表中に記載の様式は、豊橋市ホームページ (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/34202.htm>) よりダウンロードすることができます。

提出書類

- 申請法人等に関する調書（応募様式1）

- 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ・目的欄に申請に係る事業について記載してあること（障害児通所支援指定申請の手引き8ページ参照/<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62017.htm>）

- 事業所（建物）の平面図
 - ・平面図には各部屋の名称を記載すること
 - ・平面図には、発達支援室（複数ある場合は部屋ごと）、相談室、静養室（設置する場合）、訓練・作業室（設置する場合）、多目的室（設置する場合）の有効面積を㎡で記載すること
 - ・パーテーションを使用する場合、平面図にその場所を記載すること

- 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式4）*
 - ・指定を希望する月の予定表を提出すること

- 児童発達支援管理責任者の経歴書（参考様式3）

- 児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し、資格証の写し、実務経験証明書（参考様式4）の写しなど*

- 従業者の資格証の写し、実務経験証明書（参考様式4）の写し*

- 次の専門資格を持つ従業者（管理者除く）の資格証の写し、研修修了証の写し*（配置する場合）
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（公認心理師、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士）、看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

- 建築物関連法令協議記録（参考様式13）
 - ・建築指導課、消防本部予防課及びその他関係法令に関する担当部署と協議を行ったうえで提出すること

- 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（参考様式10）、障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）
 - ・児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算及び福祉専門職員配置等加算に係る必要書類（算定する場合）
 - ・必要書類は、障害児通所支援指定申請の手引き39ページ参照

-
- 処遇改善計画書（福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する場合）
 - ・既に算定している事業者は別紙様式 4、別紙様式 2-1、別紙様式 2-2 及び別紙様式 2-3 を提出すること
 - ・新たに算定する事業者は別紙様式 2-1 及び別紙様式 2-3 を提出すること
-

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助及び障害児相談支援の指定（更新）通知書の写し（運営実績がある場合）
 - ・指定当初から令和 8 年 7 月 1 日までの期間における全ての指定通知書又は指定更新通知書を提出すること
 - ・提出する指定（更新）通知書の事業所について、休止期間がある場合は休止届（再開した場合は休止届及び再開届）、廃止した場合は廃止届を提出すること
-

※多機能型事業所で応募する場合、放課後等デイサービスを除くサービスについての従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資格証等の提出は不要です。

5 提出先及び提出方法など

「4 提出書類」に記載の書類を下記の提出期限までに提出してください。

(1) 提出先及び提出方法

提出先：豊橋市役所 福祉部障害福祉課 管理・指定グループ
(豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 1 階)

提出方法：紙 (A4 サイズ 1 部) を持参又は郵送

※応募する事業所が複数ある場合、事業所ごとに提出してください。

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 22 日 (水) 午前 9 時 ~ 令和 8 年 9 月 2 日 (水) 午後 5 時 必着

※提出期限後は、いかなる理由があっても書類の提出や変更を受け付けません。指定基準や提出書類を十分に確認のうえ、余裕をもって提出してください。また、郵送で提出した場合は、電話による到達確認を推奨します。

6 審査及び留意事項

応募が定員数を超えない場合、「3 応募資格」を満たす全ての事業者を選定します。

定員数を超える応募がある場合、「4 提出書類」による選定審査を行います。あわせて、選定された事業者に辞退等が生じた場合に、選定されなかった事業者を繰り上げて選定するための補欠順位を決定します。

なお、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、直ちに失格とします。

7 審査基準

(1) 申請法人の運営実績に関する審査 (24 点)

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営年数

児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営年数により審査します。

イ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営事業所数

児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営事業所数（休止中除く）により審査します。

ウ 障害福祉サービス（日中活動系又は入所系）の運営年数

障害福祉サービスの運営年数により審査します。なお、審査対象となる障害福祉サービスは、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助とします。

エ 障害児相談支援の運営年数

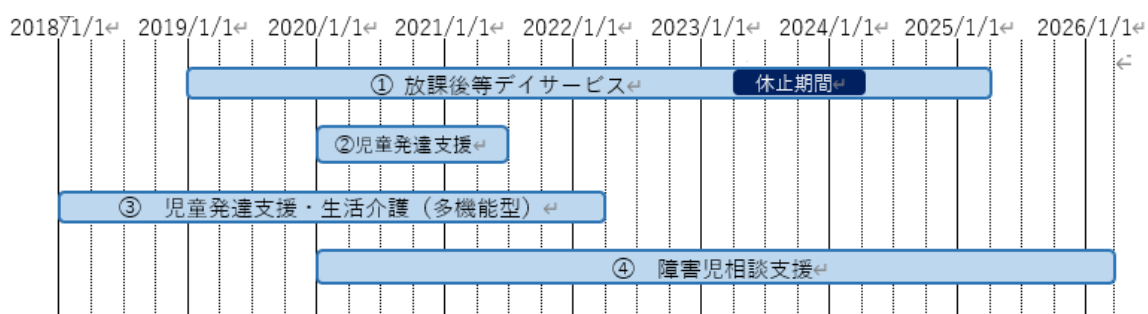
障害児相談支援の運営年数により審査します。

※令和 8 年 7 月 1 日時点の運営年数又は運営事業所数により審査します。

※ア、ウ及びエは次の基準で運営年数を算出してください。

- ・事業所が休止した期間はカウントしない
- ・同じ区分のサービスを 2 つ以上同時に運営した期間は 1 つの事業所のみカウントする
- ・アとウのサービスによる多機能型事業所を運営した期間はそれぞれの区分でカウントする

例／下記の図のとおりので運営実績をもつ法人の場合（①～④は別事業所とする。）



- | |
|---|
| ①放課後等デイサービス（2019/1/1～2025/3/31）【休止期間】（2023/4/1～2024/3/31） |
| ②児童発達支援（2020/1/1～2021/6/30） |
| ③児童発達支援・生活介護（多機能型）（2018/1/1～2022/3/31） |
| ④障害児相談支援（2020/1/1～2026/3/31） |

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営年数

①による 5 年 3 か月（2019/1/1～2025/3/31、ただし休止期間を除く）と③による 1 年（2018/1/1～2018/12/31）の実績の合計、6 年 3 か月の実績

ウ 障害福祉サービス（日中活動系又は入所系）の運営年数

③による4年3か月（2018/1/1～2022/3/31）

エ 障害児相談支援の運営年数

④による6年3か月（2020/1/1～2026/3/31）

（2）事業所の人員に関する審査（20点）

ア 加算の算定

次の加算の算定有無及び算定区分により審査します。

- （ア） 児童指導員等加配加算
- （イ） 専門的支援体制加算
- （ウ） 福祉専門職員配置等加算
- （エ） 福祉・介護職員等処遇改善加算

イ 専門資格を持つ従業者の配置

事業所に配置する従業者（管理者を除く）の資格の数と常勤換算数により審査します。対象となる資格は、①理学療法士、②作業療法士、③言語聴覚士、④心理担当職員、⑤看護職員、⑥強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）とします。

公認心理師、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士は④心理担当職員として、看護師、准看護師、保健師、助産師は⑤看護職員として1資格とみなします。例えば、看護師と助産師の資格をもつ従業者を配置した場合、看護職員として1資格とします。

応募様式1では、専門資格（上記①～⑥）を持つ従業者の常勤換算数は「配置する」を選択した従業者の合計勤務時間を常勤換算した値を記入してください。詳細は、下記の例を参照してください。

例／常勤の従業者が勤務すべき時間数が160時間/月の事業所で、専門資格をもつ従業者の勤務時間が下記のとおりの場合

Aさん（理学療法士）	50時間/月
Bさん（理学療法士）	40時間/月
Cさん（作業療法士）	24時間/月
Dさん（言語聴覚士・心理担当職員）	120時間/月

- ・①理学療法士、②作業療法士、③言語聴覚士、④心理担当職員は「配置する」を選択し、⑤看護職員と⑥強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は「配置しない」を選択する
- ・専門資格（上記①～⑥）を持つ従業者の常勤換算数は、A～Dさんの合計勤務時間234時間/月を160時間/月で常勤換算した1.4人を記入する

(3) 事業所の設備に関する審査 (18点)

ア 発達支援室における障害児1人あたりの面積

発達支援室における障害児1人あたりの面積により審査します。

発達支援室が複数ある場合、応募様式1では、次の手順に従ってあてはまる面積を選択してください。

手順1

各発達支援室の有効面積を5㎡/人で除し、小数点以下を切捨てた値の合計が

- ・定員数に達する場合…5㎡以上を選択
- ・定員数に達しない場合…手順2へ進む

手順2

各発達支援室の有効面積を4㎡/人で除し、小数点以下を切捨てた値の合計が

- ・定員数に達する場合…4㎡以上5㎡未満を選択
- ・定員数に達しない場合…手順3へ進む

手順3

各発達支援室の有効面積を3㎡/人で除し、小数点以下を切捨てた値の合計が

- ・定員数に達する場合…3㎡以上4㎡未満を選択
- ・定員数に達しない場合…指定基準を満たさないため応募不可

例/定員10人で、発達支援室が2室あり、有効面積が①25㎡、②16㎡の場合

手順1

① $25 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2/\text{人} = 5 \text{ 人}$ ② $16 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2/\text{人} = 3.2 \text{ 人} \approx 3 \text{ 人}$ 5人+3人=8人
⇒定員数に達しないため手順2へ進む

手順2

① $25 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2/\text{人} = 6.25 \text{ 人} \approx 6 \text{ 人}$ ② $16 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2/\text{人} = 4 \text{ 人}$ 6人+4人=10人
⇒定員数に達するため、応募様式1の区分は4㎡以上5㎡未満を選択

イ 静養室 (5㎡以上かつ壁で仕切られたもの) の有無

有効面積5㎡以上かつ壁で仕切られた静養室の有無により審査します。

ウ 浴室又はシャワー室の有無

浴室又はシャワー室の有無により審査します。

エ 発達支援室の区切りの形態

発達支援室の区切り方により審査します。固定されたパーティション等を使用して部屋を区切ることは認められておりますが、安全性等の観点から、パーティション等を使用せず、壁で区切られた部屋を発達支援室とすることを推奨しています。

オ 車椅子利用者の受け入れ可否

車椅子利用者の受け入れ可否により審査します。受け入れ可とする場合、「車椅子に乗ったまま、玄関から各部屋・設備（発達支援室、相談室、静養室、浴室又はシャワー室、便所、手洗い設備）に到達できる間取り等であり、各部屋・設備が車椅子で利用できる広さや構造であること」を要件とします。

(4) 地域性に関する審査 (38点)

ア 事業所が所在する区域 (小中学校区)

指定を受けようとする事業所が、放課後等デイサービスの供給量が不足している区域に所在するかにより審査します。

各区域の優先度は、本公募要領「●優先度について」を参照してください。

また、事業所が所在する区域 (小中学校区) は、豊橋市ホームページ (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/12080.htm>) に掲載の「校区早見表」で確認してください。

イ 送迎の範囲

送迎が可能な小学校区により審査します。応募様式1では、送迎が可能な小学校区を最大3校区まで記載してください。送迎が可能な小学校区が4校区以上ある場合は、優先度3、2、1の順で3校区まで記載してください。

ウ 地域課題等把握のための取り組み

障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議会 (自立支援協議会) が令和7年度に実施した障害児通所支援に係る事業所連絡会や研修等への参加回数により審査します。なお、豊橋市自立支援協議会が実施した事業所連絡会や研修等のうち、参加回数に計上できるものは次のとおりとします。

- 参加回数に計上できる豊橋市自立支援協議会が実施した事業所連絡会や研修等
 - ・児童通所支援事業所職員向け講座 (R7.5.15、R7.5.27 実施 (全2回))
 - ・第1回こども通所支援事業所連絡会 (R7.7.17 実施)
 - ・第1回専門職種による通所支援事業所職員向け講座 (R7.9.18 実施)
 - ・こども通所支援事業所交流会 (放課後等デイサービス事業所) (R7.10.28 実施)
 - ・第2回専門職種による通所支援事業所職員向け講座 (R7.10.29 実施)
 - ・こども通所支援事業所交流会 (児童発達支援事業所) (R7.10.30 実施)
 - ・第2回こども通所支援事業所連絡会 (R8.1.29 実施)

また、他自治体の自立支援協議会が令和7年度に実施した障害児通所支援に係る事業所連絡会や研修等への参加回数も同様に扱います。この場合、応募様式1の※2豊橋市以外の自立支援協議会に、参加日、事業所連絡会や研修等の名称、自治体名を記入してください。

●優先度について

事業所の地域偏在の解消も視野に入れて公募をしており、選定審査の際には事業所の所在地も考慮します。小中学校区を基本に市内全域を9つの区域に分け、それぞれの区域に優先度を設定しています。優先度は1から3までの3段階とし、最も優先度の高い区域を3とします。詳細は、下表の「優先度一覧表」を参照してください。

なお、優先度3の区域に設置する事業所は、令和9年度報酬改定までの間、令和8年度報酬改定による「応急的な報酬単価の特例」の対象外とし、令和8年5月時点の報酬単価を適用します。

【優先度一覧表】

区域	中学校区	小学校区	優先度
第1区域	石巻	賀茂、西郷、玉川、嵩山、石巻	2
	青陵 ^{※1}	下条、牛川	
	東陵	鷹丘	
第2区域	北部	大村、下地、津田	2
	前芝	前芝	
第3区域	中部	新川、向山、松山、つつじが丘 ^{※3}	1
	豊城	八町、松葉	
	羽田	花田、羽根井	
	青陵 ^{※1}	旭、東田	
第4区域	豊岡	豊、岩田 ^{※2}	1
	東陽	多米、岩田 ^{※2}	
	東部	岩西、飯村、つつじが丘 ^{※3}	
第5区域	吉田方	吉田方	2
	牟呂	牟呂、汐田	
第6区域	南部	福岡、栄	1
	南陽	中野、磯辺	
	本郷	高師、芦原	
	高師台	幸、天伯	
第7区域	二川	二川、谷川、二川南	2
第8区域	南稜	大崎、植田、野依、大清水	2
	章南	老津、杉山	
第9区域	五並	細谷、小沢	3
	高豊	富士見、豊南、高根	

※1 青陵中学校区は、第1区域（下条小、牛川小）と第3区域（旭小、東田小）に区分

※2 岩田小学校区は、豊岡中学校区と東陽中学校区に区分されるが、いずれも第4区域

※3 つつじが丘小学校区は、第3区域（中部中学校区）と第4区域（東部中学校区）に区分

8 選定結果の通知

選定結果については、令和8年9月18日（金）頃、応募したすべての事業者に書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ等にはお答えいたしません。

9 選定の取り消し及び失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、選定結果に寄らず失格とします。

- (1) 提出書類等に虚偽があったとき
- (2) 令和9年3月1日（月）までに指定を受けることができないとき
- (3) 本申請時に「3 応募資格」を満たさなくなったとき

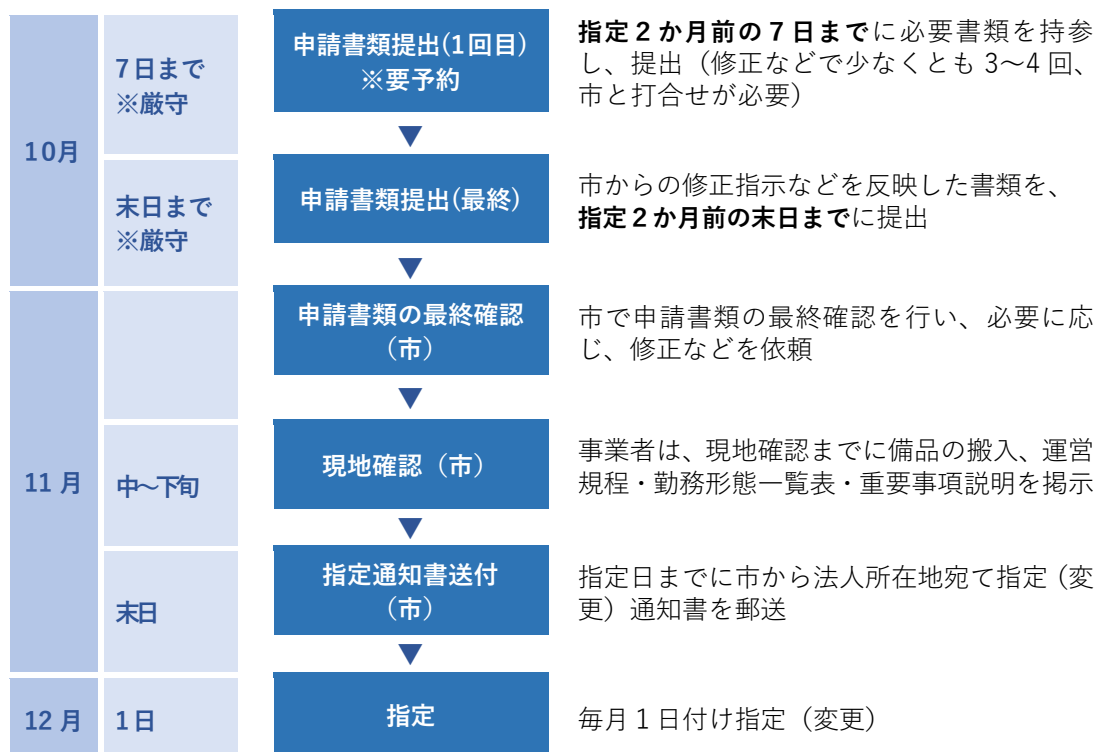
10 選定後の本申請の手続き

選定された事業者は、本申請の手続きに進んでいただきます。

都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令の許可等を得る必要がある場合は、事業者の責任において手続きしてください。なお、障害福祉課への指定（変更）申請書類は、指定の2か月前の7日までに提出が必要です。詳細は、下記の「選定後のスケジュール」を参照してください。

選定後のスケジュール

(12月1日付けで指定（変更）を受ける場合 ※締切日が閉庁日の場合は直後の開庁日が締切日)



※提出した選定審査書類の内容から変更が生じることがないようにしてください。やむを得ず変更が生じた場合、必ず障害福祉課管理・指定グループ宛て連絡してください。なお、変更内容によっては、選定を取り消す場合があります。

11 公募要領に関する質問

公募要領に関する質問がある場合は、下記の受付期間に、電子メールにて別紙質問票を提出してください。質問及び回答は、令和8年7月22日（水）頃、豊橋市ホームページ（<https://www.city.toyohashi.lg.jp/34202.htm>）に掲載します。なお、公募要領と関係のない質問にはお答えできません。また、通常の指定基準に関することは、障害児通所支援指定申請の手引き（<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62017.htm>）などで確認してください。

受付期間：令和8年7月1日（水）午前9時～令和8年7月15日（水）午後5時

提出先：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

※電子メールの件名を「総量規制に係る公募要領の質問票（法人名）」としてください。

担当 障害福祉課 管理・指定グループ 電話 0532-51-2340
--